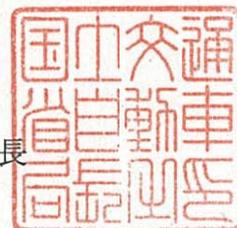




国自安第17号の2  
国自整第40号の2  
平成27年5月18日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

先般、乗合バスの運転者が運行中に気を失い、異変に気付いた乗客が駐車ブレーキを作動させたことにより、幸い惨事に至らなかった事案が発生しました。

運転者の健康状態に起因する事故にあっては、これまでも自動車事故報告書に加え、「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）別表2により報告するよう指導しているところですが、より詳細な状況をすみやかに把握するため、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、自動車事故報告規則第4条第1項の規定に準じ、速報されるよう貴協会傘下会員に対し周知方お願い致します。

なお、同要領を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通達しましたので、了知願います。

新	旧
地車第44号	地車第44号
地備第57号	地備第57号
平成元年3月29日	平成元年3月29日
改正：自環第284号	改正：自環第284号
自整第229号	自整第229号
平成8年12月20日	平成8年12月20日
改正：国自総第9号	改正：国自総第9号
国自整第7号	国自整第7号
平成13年4月20日	平成13年4月20日
改正：国自総第512号	改正：国自総第512号
国自整第212号	国自整第212号
平成15年3月11日	平成15年3月11日
改正：国自総第441号	改正：国自総第441号
国自整第152号	国自整第152号
平成17年2月1日	平成17年2月1日
改正：国自総第17号	改正：国自総第17号
国自整第6号	国自整第6号
平成18年4月14日	平成18年4月14日
改正：国自総第338号	改正：国自総第338号
国自整第97号	国自整第97号
平成18年10月6日	平成18年10月6日
改正：国自安第115号	改正：国自安第115号
国自整第89号	国自整第89号
平成21年11月20日	平成21年11月20日
改正：国自安第246号	<u>最終</u> 改正：国自安第246号
国自整第342号	国自整第342号
平成27年3月23日	平成27年3月23日
<u>最終改正：国自安第17号</u>	
<u>国自整第40号</u>	
<u>平成27年5月18日</u>	

各地方運輸局長 殿  
 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

各地方運輸局長 殿  
 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

自動車事故報告書等の取扱要領

1～4 (略)

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

ただし、運輸支局長は、規則第2条第9号に規定する事故(脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。)の報告書を受領した場合にあっては、速やかに地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

ただし、地方運輸局長は、規則第2条第9号に規定する事故(脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に限る。)の報告書を受領した場合にあっては、速やかに国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6～10 (略)

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。

12～13 (略)

別表1 (略)

別表2

自動車事故報告書等の取扱要領

1～4 (略)

5 報告書の進達

(1) 地方運輸局長への進達

運輸支局長は、報告書を受領した場合、1通を控とし、2通を報告書を受領した日から15日以内に地方運輸局長に進達すること。

(2) 国土交通大臣への進達

地方運輸局長は、運輸支局長より進達のあった報告書を1通を控とし、1通を報告書を受領した日から10日以内に国土交通大臣に進達すること。

なお、地方運輸局長は、必要があると認めた場合は、当該事故に対する意見、当該事故に基づいて実施した又は実施予定の事故防止対策を添えて報告すること。

6～10 (略)

11 運転者の健康状態に起因する事故

規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。

12～13 (略)

別表1 (略)

別表2

1. (略)
  2. (1) ~ (5) (略)  
(6) 事故等の状況 (当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)
  - (7) ~ (9) (略)
  3. ~ 6. (略)
- 別 表 3 (略)

1. (略)
  2. (1) ~ (5) (略)  
(6) 事故等の状況 (当日の運行状況を含む)
  - (7) ~ (9) (略)
  3. ~ 6. (略)
- 別 表 3 (略)

別紙

国自安第17号  
国自整第40号  
平成27年5月18日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

先般、乗合バスの運転者が運行中に気を失い、異変に気付いた乗客が駐車ブレーキを作動させたことにより、幸い惨事に至らなかった事案が発生した。

運転者の健康状態に起因する事故にあっては、これまでも自動車事故報告書に加え、「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）別表2により報告するよう指導しているところであるが、より詳細な状況をすみやかに把握するため、同要領を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれによられたい。

なお、本改正については、別紙のとおり関係団体あて通知したので、申し添える。